

2020年10月30日

国際医療福祉大学
学長 大友 邦 様

一般社団法人 薬学教育評価機構
理事長 西島 正弘



異議審査書

国際医療福祉大学より、「薬学教育評価 実施規則」第12条に基づいて、「評価継続」とした総合判定の変更を求めて申立てられた異議に対する審査結果は、「一般社団法人 薬学教育評価機構 評価事業基本規則」第6章に定める「異議審査委員会」の報告に基づき、以下の通りとする。

1. 異議は不採用とし、「評価継続」とした総合判定は変更しない。
2. 異議申立理由にある諸事実は、何れも、評価結果に事実の誤認や誤判断による不適切なものが含まれるとする根拠と認められないため、「薬学教育評価 評価報告書」への加筆修正は行わない。

以上